

藏三右衛門之支配と成り、乞食の鑑札を請け、此の地に小屋を掛造りして雨露を凌ぎける者共、いつしか子孫相續して居住し、一村のやうに成りたるもの也。故に明治維新以來は中村の民籍に編入せりとぞ。抑、乞食共を一所に集め居住せしめける事は、上代より其の例なきにあらず。和訓栞に、聖武帝時、建悲田院於奈良令孤獨居此。と見ゆ。今般若坂に其の遺址ありて、癩人集り住みて、錢を旅人に乞へりといへり。平次按ずるに、右奈良の悲田院は、續日本紀卷二光明皇后の御傳に、太后仁慈。志在救物云々。又設悲田・施藥兩院。以療養天下飢病之徒。とありて、光明皇后の發起し給へるものなり。また是より後淳和天皇の御世天長年中にも、京都に乞食の助小屋を建てしめられて、乞食共を集め置かれしなり。三代實錄に、貞觀七年六月十四日癸亥左京職官。天長年中於八條二坊造立七間板屋一字。以爲乞人所居。而乞人之輩別處停留。無居止。頃年賦役凶人。隨便寄住。去年以來無人寄宿。加之、每遇風雨。逾增腐損。欲加修理。非無煩費。望請。除弃以脫職累。太政官處分。依請。といふことも見たり。右乞人の所居

とあるもの、世にいふ乞食小屋なりしかど、乞人の輩別處に停留して居止るものなしとあれば、無宿の乞食共の爲に建置かれたるものにて、吾が舊藩にて建置かれける笠舞の非人小屋などは異なるべし。

金澤古蹟志卷十八

城南野町筋

○犀川橋爪

此の橋爪は、野町・寺町・千日町の往來辻にて、川向にての築昌なる地なり。故に毎朝朝辻とて、泉野の諸村・千日町口の諸村或は畑作りの人々等、畠物を此の辻へ持出で、爰にて商人へ賣渡すこと近江町の青草辻に似たり。維新後は殊に築昌し、魚鳥類なども持出で商へり。改作所舊記寛文元年の條に、舊算用場より郡方十村役共への達書あり。

犀川・淺野川橋爪に、柴等枝着馬多立居候而、人通不成旨、内々御郡奉行迄町御奉行より依斷、申付候得共、承引不仕之由沙汰之限に候。何に依らず馬に着候物、先々に賣に行、橋爪に居留不申様、急度可申付候。以上。

七月十四日

御算用場

又同三年七月算用場より郡奉行への達書にも、御郡方より

薪賣に罷出候者、犀川・淺野川兩所橋爪、其の外之所にも大勢立居不申、方々振賣に致すべく、自然振賣迄に致しがた候者、淺野川・犀川河原にて賣買致すべく、御横目出し、往來道筋大勢集り有之を見付候へば、とらへ申管に候。此旨御申付可有之。とありて、此の時世は嚴重の達書出でたるよし彼は見たり。

○犀川橋爪刑法場址

舊藩國初の頃は、犀川・淺野川兩橋爪および安江町升形橋邊は、金澤市中の町端なりし故に、此の三ヶ所にて刑罪の者共をば處置せられしといへり。寛文十二年に筆記せし箕浦氏自記に、利家卿官腰より船にて御上落、御茶道以下陸路罷登處、松任にて馬かたと口論し、御茶道共を松任の者打殺すに付、利家卿より丹羽加賀守殿へ御届、小松より召捕被指越。依つて安江町張付場にて張付の刑法に處せられし事見む、三壺記に、杉江兵助家禮の者、拂米代銀を取りて出奔しければ、彼の妻と悴とをとらへ、犀川橋がけの上に張付に被懸たり。杉江兵助は利家卿の子小姓、杉江左門の事なり。とあれば、慶長年中の事にて、犀川橋がけの上